



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社サンケイビル
代表者名 取締役社長 日 奔 秀 行
(コード 8 8 0 9 東証・大証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 高 田 実
(TEL 03-3212-4000)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. 1 (1) ②」において定義いたします。）の取得について、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本定時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件—1」）

(1) 変更の理由

平成 24 年 3 月 2 日付当社プレスリリース「株式会社フジ・メディア・サービスによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社フジ・メディア・ホールディングス（以下、「フジ・メディア・ホールディングス」といいます。）の完全子会社である株式会社フジ・メディア・サービス（以下、「フジ・メディア・サービス」といいます。）により、平成 24 年 1 月 20 日から実施されておりました当社普通株式並びに平成 16 年 6 月 29 日開催の当社株主総会及び平成 16 年 11 月 12 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）が、平成 24 年 3 月 1 日をもって終了いたしました。本公開買付けの結果、フジ・メディア・サービスは、平成 24 年 3 月 8 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、フジ・メディア・ホールディングスの保有株式と合わせ、当社普通株式 62,715,297 株（平成 23 年 9 月 30 日現在の当社の総株主の議決権の数に対する割合：97.50%）及び本新株予約権 106 個（株式に換算した数 106,000 株）を保有するに至りました。

公開買付者であるフジ・メディア・サービスは、フジ・メディア・サービス及びフジ・メディア・ホールディングスの平成 24 年 1 月 19 日付プレスリリース「株式会社フジ・メディア・ホールディングスの完全子会社である株式会社フジ・メディア・サービスによる株式会社サンケイビル株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、厳しい経営環境の変化に対応しつつ、当社を含むフジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値向上、継続的な発展を成し遂げるためには、当社がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員として、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進める必要があります、そのためには、当社がフジ・メディア・ホー

ルディングスグループの完全子会社となることが最良の方法であるとの結論に達し、本公開買付けを実施したとのことです。

当社といたしましても、平成24年1月19日付当社プレスリリース「株式会社フジ・メディア・サービスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を高めることが、当社の価値創造に繋がると考え、当社がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが、中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）は、①野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）から取得した当社株式価値に関する株価算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、②当社普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の当社の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されており、当社の株主の皆様が応募されるに妥当であり、また、本公開買付価格を基礎として決定された本新株予約権1個当たりの買付価格や本公開買付けのその他の諸条件も当社の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により当社普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上の点を踏まえ、当社は、当社定時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主をフジ・メディア・サービス及びフジ・メディア・ホールディングスのみとし、当社がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となるために必要な以下の①から③の手続（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記（2）に記載の定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式（以下、「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を、2,039,400分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社以外の全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を2,039,400分の1株の割合をもって交付いたします。なお、フジ・メディア・サービス及びフジ・メディア・ホールディングス以外の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をフジ・メディア・ホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要

となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に金 740 円（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件—1」は、本非公開化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、下記（2）に記載の定款変更案第 5 条の 2 に定める内容の A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

（2） 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、「定款一部変更の件—1」に係る定款変更は、本定時株主総会において「定款一部変更の件—1」に係る議案が原案どおり承認可決された時点で、その効力を生ずるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は 2 億株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は 2 億株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は 2 億株、第 5 条の 2 に定める内容の株式（以下、「A 種種類株式」という。）は 50 株とする。</u></p> <p><u>（A 種種類株式）</u></p> <p>第 5 条の 2 <u>当社の残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主（以下、「A 種株主」という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（以下、「A 種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円（以下、「A 種残余財産分配額」という。）を支払う。A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A 種</u></p>

<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p><u>株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は<u>普通株式については100株とし、A種種類株式については1株とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 <u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第16条の2 第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
---	---

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件—2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件—2」は、本非公開化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件—1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件—1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を2,039,400分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、フジ・メディア・サービス及びフジ・メディア・ホールディングス以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件—2」に係る定款変更は、本定時株主総会において「定款一部変更の件—1」及び下記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件—2」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものとしたします。

また、「定款一部変更の件—2」に係る定款変更の効力発生日は、平成24年8月2日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件—1」による変更後の定款	追 加 変 更 案
(新 設)	<p>(全部取得条項)</p> <p>第5条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</p> <p>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を2,039,400分の1株の割合をもって交付する。</p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件—1」でご説明申し上げましたとおり、当社としては、当社がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが、中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断し、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本非公開化手続を実施することといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件—1」でご説明いたしました本非公開化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件—1」及び「定款一部変更の件—2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件—1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当社は、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を2,039,400分の1株の割合をもって交付するものとしたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、フジ・メディア・サービス及びフジ・メディア・ホールディングス以外の株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をフジ・メディア・ホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)において全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に金740円(本公開買付価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件—1」及び「定款一部変更の件—2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 2,039,400 分の 1 株の割合をもって交付するものいたします。

(2) 取得日

平成 24 年 8 月 2 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本定時株主総会において「定款一部変更の件—1」に係る議案及び「定款一部変更の件—2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件—2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件—2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本定時株主総会において「定款一部変更の件—1」、「定款一部変更の件—2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件—2」に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなります。また、本公開買付けの結果、当社の普通株式は平成 24 年 3 月 31 日事業年度末における流通株式比率が 5%未満となっており、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に該当する見込みとなります。これらの事由により、当社の普通株式は、平成 24 年 6 月 28 日から平成 24 年 7 月 29 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部において取引することはできません。

III. 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本種類株主総会の基準日設定公告	平成 24 年 3 月 14 日（水）
本定時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成 24 年 3 月 31 日（土）
本定時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 24 年 5 月 15 日（火）
本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 24 年 6 月 28 日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件—1」）の効力発生日	平成 24 年 6 月 28 日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 24 年 6 月 28 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成 24 年 6 月 29 日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成 24 年 7 月 27 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 年 7 月 30 日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成 24 年 8 月 1 日（火）

全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件―2」）の効力発生日	平成24年8月2日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成24年8月2日（水）

IV. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下、「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、コーポレートガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。本件取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成24年1月19日付当社プレスリリース「株式会社フジ・メディア・サービスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の2.（3）「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じております。

また、上記プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、当社は、本件取得を含む当社をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社にする取引（以下、「本取引」といいます。）の実施に関し、当社の社外取締役である岩崎輝一郎氏並びに外部の有識者である尾崎行正氏（弁護士、尾崎法律事務所）及び恩田勲氏（公認会計士・税理士、株式会社GTM総研代表取締役社長兼CEO）の3氏からなる独立した第三者委員会から、(a)本取引によって当社がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員となることで、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進めることが可能となる結果、当社の企業価値向上に資するものであり、当社の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することは相当である、(b)本公開買付け価格は、①野村證券の算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、②当社普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の当社の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されているものなど踏まえ、本公開買付け価格を含む本取引の諸条件が株主及び新株予約権者にとって妥当かつ合理的な価格により当社株式等の売却の機会を提供するものであり、当社の取締役会が当社の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することは相当である、(c)伊藤 見富法律事務所から、本公開買付けに対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を勘案した結果、本取引における手続きは公正である、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申書を平成24年1月19日付けで受領しております。なお、上記のとおり、当社は、本公開買付けに対する意見の表明に先立ち、本公開買付け後に本件取得が行われる予定であることを前提に第三者委員会から上記答申書を取得しておりますので、本件取得に際し、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

さらに、本件取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の取締役のうち、フジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任している日枝久氏並びにフジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが議決権の40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成23年6月29日に提出した第70期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合）を所有する株式会社産業経済新聞社（以下、「産経新聞社」といいます。）の取締役会長を兼任している清原武彦氏は、本件取得に関し当社と利益が相反するおそれがあることに鑑み、平成24年5月15日開催の当社の取締役会における本件取得の実施に関する議案の審議及び決議に参加しておりません。また、当社の監査役のうち、フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任している嘉納修治氏及び産経新聞社の常勤監査役を兼任している根岸昭正氏は、本件取得に関し当社と利益が相反するおそれがあることに鑑み、当該取締役会における当該議案の審議に参加しておりません。なお、当該取締役会における当該議案については、上記2名の取締役を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で本定時株主総会に付議する旨を決議しております。また、当該取締役会における当該議案の審議に

については、上記2名の監査役を除いた当社の監査役全員が参加し、いずれの監査役も当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

以 上